

1. 主要先進国における石綿健康被害者救済制度（職業・非職業ばく露）の概要

	石綿に関する基礎情報	職業ばく露	非職業ばく露	その他特徴的な事項
日本	【使用状況】 消費量は、1970～1990 年にかけて約 300,000 トンで推移した。その後、急激に減少し、2004 年の原則使用禁止に伴い、2006 年にはゼロとなった。 【被害状況及び予測】 近年、中皮腫患者死亡者数は急増しており、2005 年に 911 人と 10 年間で 2 倍近く増加している。また、中皮腫患者死亡者数は、2030～2035 年頃にピークを迎えると予想されている。	【労災保険制度】 対象疾病：石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚	【石綿健康被害救済制度】 - 労災で補償されない者（一人親方、環境ばく露被害者等）を対象とした救済制度。 - 対象疾病：中皮腫、肺がん	
ドイツ	【使用状況】 消費量は、1980 年にピーク（約 440,000 トン）を迎えた。その後急激に減少し、1993 年に一部を除き、石綿使用禁止が規定された。 【被害状況及び予測】 職業ばく露による石綿関連疾病による死亡者数は、1990 年台前半で急激に増加し、近年は 1,400～1,500 人／年で推移している。	【労災保険制度】 「労働」の定義が広く、自営業者、学生、園児等も対象となっており、他国に比べ労災制度の範囲が広いことが特徴。 - ただし、石綿の環境ばく露事例については、解釈上対象外となる模様。 - 対象疾病：石綿肺または石綿粉じんによる胸膜症、石綿肺を併発した肺がんまたは喉頭がん、石綿粉じんによる胸膜疾患を併発した肺がんまたは喉頭がん、事業所内で最低 25 繊維・年のばく露を受けた結果併発した肺がんまたは喉頭がん、石綿による胸膜、腹膜および心膜の中皮腫	なし（訴訟手続きによる）	
イタリア ¹⁾	【使用状況】 欧州における石綿産出の主要国である。消費量は、1980 年頃にピーク（約 181,000 トン）を迎えた。その後、1991 年の鉱山閉鎖、1992 年の石綿禁止に伴い、急激に減少し、ほぼゼロとなった。 【被害状況及び予測】 中皮腫死亡者数は、2015～2020 年頃にピーク（940 人／年）を迎えると予想されている。	【労災補償制度】 - 法律に列挙する対象職業に従事する被雇用者に対して、労働災害と職業病に保険金が自動給付される。社会保険機構（INAIL）が運営 - 対象疾病：中皮腫、石綿肺	なし ※左記労災補償制度とは別途、年金庁（INSP）による市民障害手当制度では、石綿にばく露した衣服を洗濯したことに起因して石綿関連疾患に罹患した主婦等が該当する場合がある。このような場合、社会保険機構（INAIL）は、医学的判定といった技術的支援を行う。	中皮腫登録制度（ReNam）によって、細かな業種分類別の情報等が整備。ただし地域によって制度運用開始時期が異なる。

	石綿に関する基礎情報	職業ばく露	非職業ばく露	その他特徴的な事項
オーストラリア ²⁾	【使用状況】 消費量は1975年頃にピーク（約70,000トン）を迎えた。その後、急激に減少し、2003年に石綿の使用が禁止された。 【被害状況及び予測】 1990年代末では、中皮腫発症率が世界最高水準であり、中皮腫被害の多いNSW州では、2014年に中皮腫による死亡者数がピークになると予想されている。	【各州レベルの労災補償制度】 ※一部の州では、石綿に関して独自の制度を運用 【ニューサウスウェールズ（NSW）州粉じん疾患委員会（DDB）】 - 対象疾患による労働者の健康被害について、補償認定、補償給付業務を実施する。 - 対象疾病：石綿肺、石綿起因の腫瘍、中皮腫、石綿関連胸膜疾患、その他の粉じん疾患 【NSW州粉じん疾患裁判所（DDT）】 - DDTは、石綿疾患を含む粉じん疾患に関する民事請求を特別に受け付ける裁判所である。不法行為による粉じん疾患の罹患者（環境ばく露含む）を対象とする点がDDBと異なる。 - 対象疾病：石綿肺、石綿起因の腫瘍、中皮腫、石綿関連胸膜疾患	なし ※一部の州では、石綿に関して独自の制度を運用 【NSW州粉じん疾患裁判所（DDT）】 - DDTは、石綿疾患を含む粉じん疾患に関する民事請求を特別に受け付ける裁判所である。不法行為による粉じん疾患の罹患者（環境ばく露含む）を対象とする点がDDBと異なる。 - 対象疾病：石綿肺、石綿起因の腫瘍、中皮腫、石綿関連胸膜疾患	
アメリカ ¹⁾	【石綿の使用状況】 消費量は、1970年代半ばにピーク（約800,000トン）を迎え、その後急激に減少し、ゼロに近づいている。 【被害状況及び予測】 中皮腫死亡者は、1999年以降急激に増加しており、石綿関連疾患による死亡者は2015年頃にピーク（約5,000人／年）を迎えると予想されている。	【各州レベルの労災補償制度】 石綿疾患に関しては、労災補償制度の機能不全が指摘されている。 ① 各州の労災補償制度では、申請期間が2年間のため、潜伏期間の長い石綿による疾病は時効になる。 ② 労災補償額よりも裁判による損害賠償が高額になるため、労災補償制度は利用されるケースが少ない。	なし ※2005年に提案されたS.852法案（右記参照）では、環境ばく露の被害者が発生しているモンタナ州ソビーにおけるパーミキュライト鉱山・製粉工場の労働者、周辺住民については、石綿ばく露要件を免除すると規定していた。	1980年代に始まり、2000年以降急増した石綿関連訴訟により、多くの石綿関連企業が倒産。長引く裁判と企業の賠償責任の増大を解決するため、連邦政府レベルでの制度導入が検討され、2005年に法案提出。 - 提出された、S.852法案は、石綿健康被害者補償基金を創設し、主として労働によるばく露を原因とした補償制度であったが、基金の資金規模が不十分である等の理由により、廃案となった。
カナダ ¹⁾	【使用状況】 世界有数の石綿産出国であり、先進国で唯一の白石綿産出国である。 【被害状況及び予測】 公的機関による石綿健康被害に関する情報は非公開とされている。	【各州レベルの労災補償制度】	なし	石綿の産出国としての立場から、石綿の「管理使用」の概念を提唱。1998年にはフランスでの石綿禁止に対してWTOの紛争解決手続に訴えたが、受け入れられなかった。
フランス ¹⁾	【使用状況】 消費量は、1970～1980年台前半でピークを迎えた。1985年以降は半減し、1997年の石綿の使用禁止に伴い、ほぼゼロとなった。 【被害状況及び予測】 石綿関連職業病の件数は、1996年以降急増しており、2020～2040年頃にピークを迎えると予想されている。	【労災補償制度】 - 石綿ばく露による疾病も補償されるが、一般の労災事故に比べ、職業病としての補償額が小さい。そのため、被害者の大半はFIVAによる補償を選択している。 - 対象疾病：中皮腫、原発性肺がん、石綿肺、胸膜ブランク、湿性胸膜炎、胸膜肥厚、その他石綿ばく露との関連性が認められた疾病 【石綿被害者補償基金（FIVA）に基づく補償制度】 - 労働者、自営業者、非職業ばく露による被害者を全て含む対象者の広い救済制度。 - 対象疾病：上記労災補償制度に基づく対象疾病に同じ	【石綿被害者補償基金（FIVA）に基づく補償制度】 労働者、自営業者、非職業ばく露による被害者を全て含む対象者の広い救済制度。	- 非職業ばく露に関する補償制度を早くから運用している。 - 完全補償の原則の従って実施されるため、FIVAの保証が労災補償よりも高額になる傾向がある。 - FIVAの補償は、財産的（経済的）損害に加え、非財産的損害（精神的損害、苦痛、美的損害など）も補償する。

	石綿に関する基礎情報	職業ばく露	非職業ばく露	その他特徴的な事項
ベルギー	【使用状況】 消費量は1975年にピーク（約59,000トン）を迎えた。その後、1998年に石綿製品の販売・製造の全面禁止に伴い、ほぼゼロとなった。 【被害状況及び予測】 中皮腫発症数は2001年まで上昇傾向だったが、以降は減少している。	【職業病基金（FMP）による労災補償制度】 ・労災に関する法律の適用範囲に該当し、職業上の理由から石綿にばく露した患者のみを補償。 ・対象疾病：石綿肺、胸膜プラーク、両側びまん性胸膜肥厚、中皮腫、肺がん、喉頭がん 【石綿被害者補償基金（AFA）による補償制度】 ・国内でのばく露を条件に職業、非職業を問わず、対象疾病に罹患した患者を補償する制度。職業ばく露の場合には、労災補償に加えて、AFAにより対象疾病に応じた補償金が追加給付。 ・運営主体のAFAはFMPの内部組織に位置づけられている。 ・対象疾病：中皮腫、石綿肺（両側びまん性胸膜肥厚含む）	【石綿被害者補償基金（AFA）に基づく補償制度】 ・国内でのばく露を条件に職業、非職業を問わず、対象疾病に罹患した患者を補償する制度である。運営主体のAFAはFMPの内部組織に位置づけられている。 ・対象疾病：中皮腫、石綿肺（両側びまん性胸膜肥厚含む）	
オランダ	【使用状況】 消費量は、1975年頃にピーク（約36,000トン）を迎えた。その後、急激に減少し、1997年に石綿製品の使用禁止に伴い、ほぼゼロとなった。 【被害状況及び予測】 国の規模に比して、石綿健康被害は大きいといわれており、中皮腫による死亡者数は1993年に300人／年となり、近年は400人前後で横ばいの状況である。2017年にピーク（490人／年）を迎えると予想されている。	【職業ばく露による中皮腫患者向けの使用者と被害者との調停制度（IAS制度）】 ・調停手続の標準化と各手続における期限の導入、給付額の標準化、被害者による上訴可能性を排除する仕組みにより、被害者、使用者双方に、調停参加の利点を作り出した調停制度。 ・対象疾病：中皮腫 【使用者が不明又は倒産した場合の職業ばく露による中皮腫患者向けの公的補償制度（TAS制度）】 ・IAS制度の適格者でありながら、使用者が不明又は倒産、石綿ばく露が30年以上前などの理由で使用者から補償を受けられない場合のセーフティネットとしての公的補償制度。 ・対象疾病：中皮腫	【非職業ばく露による中皮腫患者補償（TNS）制度】 ・国内でのばく露を条件に、職業以外の理由で石綿にばく露したことによって中皮腫に罹患した患者を補償する。 ・対象疾病：中皮腫	
イギリス	【使用状況】 消費量は、1960年代にピーク（約163,000トン）を迎えた。その後、減少し、近年はほぼゼロとなっているが、1990年代でも約10,000トンが消費された点に特徴がある。 【被害状況及び予測】 中皮腫による年間死亡者数は、年々増加傾向にあり、2011～2015年頃にピーク（1,950～2,450人）を迎えると予想されている。	【労災補償制度（IIDB）】 ・社会保障法に基づく、全被用者を対象とする全額国庫負担の制度。 ・対象疾病：じん肺症（石綿肺を含む）、中皮腫、石綿起因の肺がん、びまん性胸膜肥厚 【1979年じん肺法】 ・中皮腫を含む粉じん関連の特定の疾病に罹患している者で、使用者から損害賠償を受けられなかった者に対し、一時金の形で上乗せの補償を提供する仕組みである。 ・対象疾病：じん肺症（石綿肺を含む）、中皮腫、石綿起因の肺がん、びまん性胸膜肥厚	【2008年中皮腫補償制度】 ・労災補償制度ではカバーされない環境ばく露による被害者、一人親方、どこで石綿に暴露したか分からない被害者を補償する。 ・対象疾病：中皮腫	

1) 平成18年度調査に基づく

2) 平成19年度調査に基づく

出典：平成20年度主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査報告書
（平成20年度 独立行政法人環境再生保全機構請負業務報告書）